

## 外資をめぐる論争

日中産学官交流機構特別研究員

田中 修

はじめに

2004年3月から9月にかけて、外資導入の是非をめぐる激しい論争が展開された。論争当時、その内容は公表されていなかったが、2004年10月20日付け中国経済時報がその経緯を特集したことにより、その全容が明らかになった。今後の対中投資を考える参考資料として、同記事をもとに当時の論争の経緯を紹介するとともに、その後の経過及び第11次5ヵ年計画等における外資の扱いについてもあわせて言及したい。

### 1. 論争の発端

2004年3月、社会科学院世界経済研究所が「中国の外資利用の回顧と反省」と題する座談会を開催した。この座談会では専門家が様々な意見を述べたが、一致した結論は見出せなかった。

しかし、この座談会の終了後、この会議録の要旨が外資理論界内部に流布し始めた。この要旨は、以下のように概括されている。

- (1) わが国の現在の国内資金と外貨資金は比較的豊富であり、資金不足を補うために外資を導入するという現実の基盤が既に変化した。外資導入理論には、修正が必要である。
- (2) 外国直接投資と外債は本質的に区別はない。関連部門は外国直接投資を外債統計に組み入れ、国際的な警戒水準を上限とし、外債総量を受容可能な安全範囲内に徐々に圧縮することを建議する。
- (3) もし非経済的要素を排除し、直接・間接的な経済の利益・損失を総合するならば、わが国が外資を利用することによる純利益は、プラスとならない可能性がある。こういう状況は持続させるべきではない。
- (4) 国際競争に参入するには、工作の重点を設備の導入から導入技術の消化に転換し、技術革新を実現しなければならない。技術能力は自ら学習することによってのみ獲得できるものである。外国直接投資は学習条件をもたらすだけであって、学習そのものではない。
- (5) 現在、普遍的に出現した「国有企業が後退し、外資企業が進出する（中国語では「国退洋進」）」現象に対しては、「開放政策」と「優遇政策」を区分し、「優遇政策」を「開放政策」に転換させ、「国有企業が後退し、外資企業が進出する」を「国有企業が後退し、民营企业が進出する（中国語では「国退民进」）」に転換させることを建議する。
- (6) わが国自身の経済発展、経済構造の高度化を出発点に外資利用を考慮すべきであり、国内産業を外国直接投資の要求に適応させてはならず、ひたすらに外資にへつらい、「わ

が国を主体とする」発展方針を放棄してはならない。

これを見ても分かるように、論点は 外資は多いのか、少ないのか、 外資は良いのか、悪いのか、 今後中国はどのように外資を導入すべきか、の 3 点であったが、社会科学院世界経済研究所の意見は総体として、外資に批判・否定的なものであった。

この要旨はその後関連ルートを通じて政府高層部に報告され、高層部は商務部に対し、専門家を組織してさらに検討討論を行うよう要求した。

## 2. 論争の激化

その後 7 月 9 日、国家発展・改革委員会マクロ経済研究院のメンバー（氏名は非公表）が、あるメディアに「外資導入による『ラテン・アメリカ化』の虞」という文章を発表した。ここには、外資導入による以下の懸念が列挙されている。

### （1） 税収優遇問題

国内資本の企業所得税は 33% であるのに対し、外資の企業所得税はおおよそ 15% であり、倍の差がある。これは、中国・外資企業の競争上の不平等をもたらしているだけでなく、外資企業は各種の租税回避手段を通じて利潤を移転しており、租税の平等原則に明白に違反しており、WTO の唱える自由貿易・平等競争の原則に符合しないものである。

### （2） 依存度の問題

外国直接投資の総量は、中国の GDP の 40% を既に超過しており、発展途上国やアジア諸国家・地域よりはるかに大きい。2003 年に外資企業が輸出入総額に占める割合は 55.48% である。中国経済の外国の直接投資への依存度が過大であることは、既成事実となっている。依存度が高すぎることは、わが国経済に潜在的なマイナス影響をもたらすことになり、例えば貿易摩擦を不断に激化させることによりわが国の外国貿易の発展にとって潜在的に不利な影響を形成し、外貨収益の流出増は中国の経常黒字の持続可能性の脅威となる。

### （3） 金融安全問題

外貨準備が常軌を逸して増加し、人民元の切上げ期待を増大させ、マネー・サプライと信用拡張を相対的に合理的な水準に保持することを難しくし、インフレ防止を難しくしている。さらには、資産バブル・資産市場の虚偽の繁栄を容易にもたらし、マクロ経済の波動を激化させることになる。

### （4） 業種独占問題

現在、外資の対中投資方式は、過去の協力・合資を主とした過渡期から、現在の外資単独・外資株支配を主とするものになっている。外資単独・外資株支配の企業がますます多くなっているため、彼らの行為は相手国の意の通りにならず、ある程度企業独占を生み出してしまうのである。

### （5） 市場流通問題

90 年代に入って以来、外資企業は国内市場において徐々に強大な競争優位を顕してきた。彼らは豊富な資金と技術力、中国政府の優遇政策に力を借りて「市場をまず独占し、次に

最大利潤を追求する」という策略を採用し、流通領域に力を集中し、中国市場を強力に占領し、甚だしきは国内のいくつかの市場を独占し、中国企業の健全な発展に深刻な悪影響をもたらしてきた。

#### (6) 技術のクラウドニング・アウト効果の問題

多国籍会社が相手国に対して行う投資は、グローバルな生産戦略に服従し、異なった比較優位の国家・地域に異なった分業を行うものである。同時に多国籍会社の進入は、一定程度国内企業に対して、ただ他人の物を導入し模倣しさえすればいい、甚だしきは「外国の物であれば先進的で素晴らしい」という観念を形成してしまい、自主開発の革新能力を徐々に喪失させてしまうのである。

#### (7) 資源環境問題

外資を導入すると同時に輸入不可能な或いは再生不可能な資源が大量に消耗されてしまうのである。多国籍会社の投資は利潤の最大化を目標としており、必然的に労働集約、天然資源集約、汚染集約型の産業が中国に転入し、最終的には中国の生態環境問題を激化させている。

この文章が発表されて以後、「ラテン・アメリカ化」が理論界・メディア界の焦点となった。同時に社会科学院とは別の側面からの外資論争が熱気を帯びたのである。

### 3. 外資必要論

このような論調に対し、対外経済貿易大学の桑百川教授、南開大学多国籍会社研究センターの葛順奇博士、対外経済貿易大学国際投資研究センターの盧進勇主任、商務部研究院馬宇が外資導入の必要性を訴えた（外資反対・賛成両者の意見の対比は別表参照）。対外経済貿易大学は商務部系統の大学であり、外資擁護の論陣は専ら商務部系統のエコノミストが行っていたことになる。

### 4. 論争の終息

8月2日、商務部の馬秀紅副部長は、外資関係の専門家を招請し、外資問題について座談会を開催した。これに参加した対外経済貿易大学国際投資研究センターの盧進勇主任によれば、「座談会は皆比較的自由に話をし、話題は今回の外資論争にまで及んだが、誰も外資批判に対して回答・駁論を加える者はなく、会議は何の最終結論も出なかった」という。

8月17日、商務部多国籍会社研究センターの王志楽主任は、中国経済時報の記者に対し「先週、商務部の薄熙来部長、余広州常務副部長、その他2名の副部長、20余名の司局長、10余名の対外経済貿易の専門家が山東省の煙台に参集し、官側が関心をもつ15の問題につき、個別に専門家を招請し、専門課題報告を行わせた。報告内容は、マクロ経済情勢、中国の外国貿易情勢、中国の対外経済、内外貿易の一体化等であったが、私と他の1名は外資方面の報告を要請された。私は、部長達の最も関心のある問題は、実は外資であると感じた。商務部の高層官僚の関心問題は、社会科学院の会議要旨で言及されたいくつかの方

面と奇妙に一致していた。即ち、外資は多いか少ないか、外資は良いか悪いか、今後中国はどのように外資を導入すべきかである。部長達は、もっと具体的で、数量化された結論を得ることを望んでいた」と語っている。

9月8日、アモイで投資商談会が開催された際、国際投資フォーラムがアモイ展示センター国際会議場で挙行され、商務部の薄熙来部長が「外資の直接投資を奨励し、経済の共同繁栄を推進する」と題する講演を行った。その中で薄部長は中国の外資による投資を奨励する政策は不変である、と強調したのである。彼は「中国政府は、引き続き各種政策の連続性・安定性を保持する。外資による投資を奨励する各種政策、措置、法規は不変であり、とくに所得税と外資参入許可の政策は不変である」とした。

この薄部長の講演により、外資導入政策の継続が確認され、論争には終止符が打たれた。

## 5. 第11次5ヵ年計画での外資の扱い

このように、外資をめぐる論争はいったん終息したかに見えたが、2004年10月には一部外資企業（ウォルマート、コダック、デル、三星、ケンタッキーフライドチキン、マクドナルドなど）が労働組合結成を拒絶していることが、全人代常務委員会や中華全国総工会の批判を受けている。また、同年には国有商業銀行の改革が進展し、中国銀行・建設銀行の株式会社への改組が行われ、2005年には工商銀行が株式会社に改組され、建設銀行は香港に上場した。続いて、2006年には中国銀行が香港・上海で上場した。この過程で、外資系金融機関の出資参加が認められたが、これに対し「外資の導入は国有商業銀行を外国に安売りする行為」だとの批判が起こった。このため、2006年3月には、温家宝総理自らが内外記者会見において、「国有商業銀行の株式制の実行の目的は、コーポレート・ガバナンス構造の改善であり、先進的な管理経験を学習・借用し、国有商業銀行の管理水準・経営効率を高めることである」と説明するとともに、「商業銀行改革においては、国家の絶対的な株支配、国有資産の流出防止、という2原則を堅持しなければならない」と述べる事態に至っている。

2006年からスタートした第11次5ヵ年計画においては、外資利用の質的向上が強調されており、外資の投資先としては、業種面ではハイテク産業、近代的サービス業、製造業の高級な段階、インフラ及び生態環境保護に、地域面では中西部地域と東北地方等の旧工業基地に誘導するとしている。また、国内の自主ブランドを守ることを前提に、外国企業による国内企業の改組・改造への参加を誘導するとも述べている。

他方で、計画は自主的な創造・革新（イノベーション）能力の増強をも強調しており、外資の国内産業への技術波及効果を誘導すること、先進技術を導入・消化吸收し再革新する能力の強化がうたわれている。また租税制度の整備においては、外資と国内資本企業に対する租税制度の統一が明記されている。これらは、2004年の外資批判に応えたものともいえよう。

さらに国家発展・改革委員会が策定した「外資利用第11次5ヵ年計画」によれば、「反

独占法」の公布を急ぎ、国民経済と人々の生活、国家の安全に関わる敏感な業種についての政策を更に細分化し、外資の市場参入許可制度を整備する必要があるとしている。外資を誘導する方向としては、近代的農業、電子情報、石油化学、化学工業、自動車産業、機械・軽工業・紡績・原材料・建築・建材等伝統産業の改組・改造、インフラ建設、資源節約型・環境にやさしいプロジェクト（特に中西部の生態系・環境整備）を挙げている。また、銀行・保険・証券・電信・商業・物流・観光等のサービス業については、積極かつ穏当に開放を進めるとしている。

#### まとめ

最近でも、モルガン、メリル・リンチ、シティ、ゴールドマン・サックス、リーマン・ブラザーズ等の外資が不動産投資を活発化している（1 - 3月で2005年全年来を上回る45億ドル）ことに対し、建設部、商務部、国家発展・改革委、人民銀行、工商総局、国家外貨管理局が連名で「不動産市場への外資参入許可・管理に関する意見」を公布し、国外機関・個人が自ら居住に用いない不動産に投資する場合は外資系投資企業を設立しなければならず、投資総額1000万ドル以上の外資系不動産企業の資本金は投資総額の50%を下回ってはならないとした。

また、外資による中国企業合併・買収（M&A）についても、それが重点業種に関わり、国家の経済安全要素に影響を及ぼすかその可能性があるとき、あるいは有名ブランドを有する又は老舗である国内企業の実質的支配権の移転につながる場合は商務部への申告を義務付け、申告がなくても商務部は国家の経済安全に重大な影響を及ぼすかその可能性があるかと判断すれば、当該取引の終結を要求することができる等の規定が施行される予定である。

さらに、2006年末に全面開放されると考えられていた銀行業分野についても、銀行業監督管理委はまず法人銀行の設立を要求し、最低資本金10億元、開業3年以上等の条件を満足してから人民元業務を許可する方向で検討を進めていると報道されている。

このように、外資に対する警戒感は依然強く、また外資に対する選別・誘導の方向はより強まってきている。今後企業が中国に進出する際に、当該地方政府の甘い誘致策にだけ耳を傾けていると、これが中央の政策と齟齬をきたす場合には、進出後突然優遇策の撤廃ないし法規違反に問われかねない。また、外資批判は中国のナショナリズム台頭とも結びついており、特に日本企業はナショナリズムの攻撃に晒されやすい。今後日本企業は、北京における情報収集機能を強化し、中央の外資選別・誘致、企業税制、業界再編、労働条件、土地、独占禁止、安全管理等の政策やナショナリズムの動向に十分に注意を払う必要があるだろう。

外資に対する賛成・反対意見の対比

外資導入反対派の主張	外資導入賛成派の反論
<p>1 .中国は現在資金が豊富であり、外資は必要ない。</p> <p>2 .外国直接投資の総量は、中国の GDP の 40% を既に超過しており、発展途上国やアジア諸国家・地域よりはるかに大きい。</p> <p>3 .外資企業は各種の租税回避手段を通じて利</p>	<p>1 .資金不足の解決が外資導入の根本目的ではなく、外資の中国経済に対する最大の貢献は、制度変革・体制刷新の推進にある。現在の中国経済が解決しなければならない主要問題は、依然制度転換であり、経験が証明することは、これは国内から発生する力量でははるかに不足しており、外資導入を通じて外部の改革推進力を引き入れなければならない。</p> <p>2 . 直接投資残高を対 GDP と比較することは意味がない。残高はわが国対外開放 25 年の直接投資総水準であり、これと 1 年度の GDP とは何の比較可能性もない。25 年間に多くの外資が倒産・撤退したことや資産の減価状況を考慮していない。商務部の統計によれば、2004 年 8 月末で全国累計で外資企業は約 49 万社設立認可されているが、2003 年に真に運営されている企業は 23 万社に過ぎず、50% の外資企業が既に有名無実になっている。</p> <p>3 . 経済の全体規模からすれば、中国の直接投資規模は大きいとはいえない。 直接投資の流入量からすれば、2003 年のわが国への直接投資流入量は GDP の約 3.79% である。これに対し、2002 年の米国は 2.9%、英国は 9.5%、ドイツは 10.1% であり、中国よりずっと高い。 直接投資流入の国内総投資に占める割合は、2003 年で 7.95% である。これに対し、先進国平均は 25% であり、発展途上国平均は 13% である。うちアジアの平均は 12%、アフリカの平均は 8%、ラテン・アメリカの平均は 21%、中東欧の平均は 18% となっている。中国の数字は、他国に比べ決して高くない。 1 人平均直接投資利用額は、2003 年で 40.7 米ドルである。これは世界の低位水準である。2002 年、全世界で 1 人平均直接投資利用額は、9 ドル以下が 57 カ国、10 - 49 ドルが 28 カ国、50 - 199 ドルが 28 カ国、200 ドル以上が 23 カ国となっている。</p> <p>4 . 移転価格問題については、政府は適切な措置をすることにより、防止することができる。</p>

<p>潤を移転している。</p> <p>4 .外資に依存しては中国の技術能力は向上せず、自主開発の革新能力を徐々に喪失させることになる。</p> <p>5 .外資は企業独占を生み出す。</p> <p>6 .資源・汚染集約型の産業が中国に転入し、生態環境問題を激化させている。</p>	<p>5 . 完全で開放された競争的な1つの市場は、多国籍会社が国内に研究開発と新技術の移転を行うのに役立つ。技術移転問題の本質は多国籍会社のミクロの行為であり、我々がどのような技術を使用・移転するかを彼らに要求することはできない。</p> <p>6 . 外資のマイナス面については、国有企業の効率低下や政府の一部部門が経済に不当に関与することによる中国経済に対する相当大きなマイナス効果と比べれば、小さい。また、外資の問題は次の点が保証できるので、過度に心配する必要は全くない。  中国は市場が大きく、国内企業は巻き返しの余地が十分にあり、外資による寡占・独占は形成されない。  中国企業自身の創造力は強く、外資との競争から学習し、向上している。この状況下では、外資が中国国内企業を制圧してしまうことは難しい。  政府は、相応の法律制度を通じて外資を管理することが可能である。「反独占法」の制定は、1つの有効な方法である。</p> <p>7 . 研究によれば、多国籍会社の環境保全基準は、国内企業よりも普遍的に高い。しかも、中国政府はこの種の問題をコントロールする能力を完全に有している。</p>
---	---